

**平成 27 年度和歌山県計画に関する
事後評価**

**平成 30 年 9 月
和歌山県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

【医療分】

- ・平成 29 年 4 月 25 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 27 年度実施分）
- ・平成 30 年 3 月 27 日 和歌山県医療審議会において報告（平成 28 年度実施分）

【介護分】

- ・平成 28 年 8 月 4 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成 27 年度実施分）
- ・平成 29 年 8 月 22 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成 28 年度実施分）
- ・平成 30 年 7 月 10 日 和歌山県介護職員確保対策支援協議会において報告（平成 29 年度実施分）

行わなかった（今後実施予定）

(行わなかった場合、その理由)

【医療分】

- ・平成 29 年度実施事業分については、平成 30 年度中に開催の和歌山県医療審議会において報告予定

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・特になし

2. 目標の達成状況

平成27年度和歌山県計画に規定する目標を再掲し、平成29年度終了時における目標の達成状況について記載。

■和歌山県全体

1. 目標

さらなる高齢者の増加に向け、急性期から回復期、慢性期、在宅医療及び介護にいたるまで、病状に応じた適切なサービスを確保する必要がある。

そのため、病床の機能分化・連携、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療を受けられる在宅医療提供体制の構築を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康で元気に生きがいを持って暮らすことができ、たとえ介護や生活支援が必要となっても、地域全体で支え合う豊かな長寿社会の構築を図るため、以下を目標に設定する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

本県の病床を機能別にみると、急性期機能を担う病床の占める割合が多い一方で、回復期機能を担う病床の割合が少ない現状にある。さらなる高齢化に伴う医療需要の変化に対応していくためには、医療機能の分化と連携を進めることを定めた「和歌山県地域医療構想」を達成する必要がある。

その構想の達成のため、「地域医療構想調整会議」における、各圏域の医療関係者等の協議を通じた理解及び協力のもと、着実に急性期から回復期への転換等を支援し、医療機能の分化・連携を着実に進めることを目標とする。

【定量的な目標値】

- ・急性期病床から回復期病床への転換 11 医療機関

② 居宅等における医療の提供に関する目標

現在、昨年度策定した平成 26 年度計画（事業実施期間：平成 26 年度～平成 28 年度）に基づき、訪問診療を行う医師等の在宅医療従事者確保や容体急変時の入院対応等の在宅医療提供体制の構築に向けた取り組みを継続しているところである。これらの取り組みに加え、本年度計画においては、在宅歯科診療の推進を強化する。

【定量的な目標値】

- ・在宅歯科医療サービスを実施する歯科診療所数 125 か所 → 135 か所

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において

予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 145 床 (5 カ所)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 195 人/月分 (13 カ所)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 120 人/月分 (8 カ所)
- ・認知症高齢者グループホーム 279 床 (16 カ所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200 人/月分 (5 カ所)
- ・施設内保育施設 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

本県の人口 10 万人対医師数は全国平均を上回っているものの、和歌山保健医療圏に医師が集中し、また、産科医、麻酔科医、小児科医が不足している状況にある。

これらの課題を解決するための取り組みを進め、さらに、卒後の研修体制を整備するなど安定的な医師確保に取り組んでいく。

また、看護師、歯科衛生士等医療従事者の養成、確保についても、引き続き、取り組みを進めていく。特に、平成 27 年 10 月から看護師等免許保有者の届出制度が始まることを受け、効果的な制度運用を行い、看護職員の確保を図っていく。

【定量的な目標値】

- ・医師臨床研修マッチング率向上 76.4% → 90%
- ・看護師等免許保有者の届出数 2,400 人
- ・歯科衛生士就業者の増 862 人 → 900 人

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護職員の増加 (500 人) を目標とする。

目標の達成に向け、県内の労働市場の動向も踏まえ、特に県内の小、中、高校生に対する介護のイメージアップ及び福祉・介護職員のスキルアップを支援することにより定着の促進を図る。

【定量的な目標値】

- ・平成 37 年度に和歌山県で不足される介護職員 4,187 名の確保
行政、養成機関、介護関係団体等で構成される協議会を設置し、事業の企画立案、取組の促進、普及啓発、各団体の連携強化等を行う。

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

<医療分>

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

<平成 27 年度>

- ・ 歯科口腔外科を 1 医療圏の地域の拠点病院に設置
- ・ がん診療設備の支援を 8 医療機関に実施 等

<平成 28 年度>

- ・ 急性期から回復期への転換（H29 年度中） 30 床（同時に 27 床廃止）
- ・ 17 床廃止のうえ通所リハビリテーションに転換

<平成 29 年度>

- ・ 急性期から回復期への転換 177 床（同時に 6 床廃止）

2) 見解

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業については、平成28年度に「和歌山県地域医療構想」を策定し、その構想の達成に向け、取組を進めている。各医療圏において「地域医療構想調整会議」を開始し、医療関係者の相互の理解及び協力の下、着実に医療機能の分化・連携を推進し、急性期から回復期への転換などを、基金を活用し支援している。

今後も引き続き、地域医療構想を達成し、適切かつ質の高い医療提供体制を整備するため、医療機能の分化・連携を支援する必要がある。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

1) 目標の達成状況

<平成 27 年度>

- ・ 在宅歯科診療における口腔ケア機器整備の支援を 2 診療所に実施等。

<平成 28 年度>

- （・平成 27 年度基金を活用した平成 28 年度の在宅医療事業は実施していない。）

<平成 29 年度>

(・平成 27 年度基金を活用した平成 29 年度の在宅医療事業は実施していない。)

2) 見解

居宅等における医療の提供に関する事業については、在宅医療サポートセンターの設置を促進し、在宅医療を提供する体制を整備したところであるが、県独自に「地域密着型協力病院」の指定を進めるなど、引き続き在宅医療の提供体制を強化に取り組んでおり、今後も基金を活用しながら、地域包括ケアを支える人材の確保や、在宅歯科診療の推進に向けた取組を進めていく。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

④ 医療従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

<平成27年度>

- ・医師臨床研修マッチング率 76.4% (平成26年度) →86.2% (平成27年度)
- ・看護職員届出制度システムへの看護師免許保有者の登録数：131人 等

<平成28年度>

- ・看護職員届出制度システムへの看護師免許保有者の登録数：550人

<平成 29 年度>

- ・看護職員届出制度システムへの看護師免許保有者の登録数：200人

2) 見解

医療従事者の確保に関する事業については、地域において適切で質の高い医療を提供する体制を構築し、その強化を図るため、医師や看護職員等医療従事者の確保及び提供するサービスの質向上等を図ってきたが、医師の地域偏在や看護職員不足の問題など、2025年に向けたさらなる医療従事者の確保及び提供するサービスの質の向上を図る必要があり、継続的な事業実施が必要である。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

<介護分>

③介護施設等の整備に関する目標

1) 目標の達成状況

<平成 27 年度>

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 10 人/月分 (1 カ所)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 15 人/月分 (1 カ所)
- ・認知症高齢者グループホーム 36 床 (2 カ所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 60 人/月分 (1 カ所)

<平成 28 年度>

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 87 床 (3 カ所)
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 44 床/月分 (2 カ所)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 18 人/月分 (2 カ所)
- ・認知症高齢者グループホーム 81 床 (5 カ所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 20 人/月分 (1 カ所)

<平成 29 年度>

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 44 床/月分 (2 カ所)
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 29 床/月分 (1 カ所)
- ・認知症高齢者グループホーム 54 床 (3 カ所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 102 人/月分 (2 カ所)

<平成 29 年度までの整備数>

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 87 床 (3 カ所) 進捗率 60%
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 98 床/月 (5 カ所) 進捗率 50%
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 62 床/月 (4 カ所) 進捗率 52%
- ・認知症高齢者グループホーム 171 床 (10 カ所) 進捗率 61%
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 182 床/月 (4 カ所)
進捗率 91%

2) 見解

計画期間3年目終了時において、概ね60%程度の進捗状況であり、目標達成に向けて、順調に推移しているものとする。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

1) 目標の達成状況

介護職員 500 人／年の増加を目標としていたが、年平均 434 人（※）（介護サービス施設・事業所調査より（H27.4.1～H30.3.31））の増加に留まった（達成率 86.8%）。

しかし、平成 29 年度に介護人材需給推計が算出された結果、平成 29 年度末における介護職員需給差が 174 人となり、前回推計値（平成 29 年度末の介護職員需給差 2,292 人）と比較して縮小傾向にある。（平成 37 年度末における介護職員の需給差も 2,349 人に縮小）

※年平均 434 人の算出方法

平成 30 年度介護サービス施設・事業所調査をもとに算出される平成 29 年度都道府県別介護職員数が、平成 30 年 9 月末日時点で厚生労働省より提供がないため、過去 3 年間の介護職員数の伸び率の平均をもとに平成 29 年度和歌山県の介護職員数（推測）を算出

【計算方法】

平成 25 年度 19,552 人→平成 26 年度 19,557 人 伸び率 1.00025%

平成 26 年度 19,557 人→平成 27 年度 20,487 人 伸び率 1.04755%

平成 27 年度 20,487 人→平成 28 年度 20,521 人 伸び率 1.00165%

→過去 3 年間の伸び率平均 1.01648% (3.04956/3)

平成 28 年度 20,521 人×過去 3 年間の伸び率平均 1.01648% = 平成 29 年度 20,859 人
(平成 29 年度 20,859 人 - 平成 26 年度 19,557 人) ÷ 3 = 434 人

2) 見解

介護職員数においては、目標を達成しなかったが、当該計画事業の実施により介護人材確保に関して、一定の事業効果があったと考えられる。

また、介護人材の需給差についても縮小傾向にあるものの、介護人材の需給格差解消に向け今後も介護職場への参入促進や介護職場の労働環境・処遇改善等に向けた計画を実施していく必要があると考える。

3) 目標の継続状況

- 平成30年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成30年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■区域ごとの目標と計画期間

① 本県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ。

② 計画期間

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域において、和歌山県全体の目標と同じ

区域ごとの達成状況

【継続中（平成29年度の状況）】

和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域の達成状況は、和歌山県全体と同じ。

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 1,510,000 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年度医療介護提供体制改革推進交付金交付決定後 ～平成 31 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、患者の病状に応じた適切な医療を提供されるよう、将来の医療需要にふさわしいバランスの取れた病床再編を行うため、病床機能の転換等を推進する。	
	アウトカム指標： 平成 27 年度基金を活用して整備を行う不足している病床機能ごとの病床数 回復期： 1,171 床 (H25) → 1,381 床 (H30) 全病床： 12,540 床 (H25) → 12,240 床 (H30)	
事業の内容（当初計画）	急性期機能からの回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、当該転換等のために必要な施設・設備整備を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	急性期病床から回復期病床に転換する医療機関 11 ヶ所	
アウトプット指標（達成値）	【平成 28 年度】 病床を廃止した上で、介護サービスの確保に寄与する施設に転換した医療機関 1 ヶ所 【平成 29 年度】 急性期病床から回復期病床に転換した医療機関 5 ヶ所（うち 1 ヶ所は平成 28 年度からの 2 ヶ年事業）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 観察できた ・急性期から回復期への転換 177 床（同時に 27 床廃止） ・17 床廃止のうえ通所リハビリテーション施設に転換	
	（1）事業の有効性 急性期から不足する回復期への転換支援にあたっては、地域医療構想調整会議の合意を要件とするなど、医療機能の分化・連携を地域の医療関係者の理解のもと進める仕組みを構築し、着実に転換支援を実施できている。 また、病床廃止と同時に、地域において必要とする介護サービス施設に転換する医療機関への支援を行うことで、医療・介	

	<p>護サービスの切れ目のない提供体制を整えることができている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期病床から回復期病床に転換した医療機関 5カ所 ・病床を転換した上で、介護サービスの確保に寄与する施設に転換した医療機関 1カ所 <p>(2) 事業の効率性</p> <p>支援にあたって、一般競争入札等を導入した事業実施を求めており、効率的な実施が出来ている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.10】 看護職員届出制度の義務化に伴う登録システムの運用	【総事業費】 8,695 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域	
事業の実施主体	和歌山県（和歌山県看護協会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標： 潜在看護職員数の年間再就業数 20 人	
事業の内容（当初計画）	看護師等免許保有者の届出制度についての周知を行うとともに、日本看護協会、ハローワーク、サテライトと連動したナースセンターシステムを利用して登録者への情報提供を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	免許保有者の登録数 2400 人	
アウトプット指標（達成値）	免許保有者の登録数 200 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護師免許保有者の登録数 550 人 （1）事業の有効性 法改正により努力義務化された看護師等免許保有者で未就業者からの届出を登録するシステムを運用し、潜在看護職員を把握することにより、看護職員の確保につながる。 免許保有者の登録数 200 人 （2）事業の効率性 県看護協会へ委託することにより、効率的に実施することができた。	
その他		

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施状況を記載。

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業								
事業名	【NO.27】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 － 千円							
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域								
事業の実施主体	市町村、法人								
事業の期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了								
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標： 2030年度までに施設(広域施設・民間高齢者施設を含む)21,100床を確保(要介護認定者数の26%程度)								
事業の内容(当初計画)	<p>① 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う</p> <table border="1"> <tr> <td>整備予定施設等</td> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム 145床(5カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所 195人/月分(13カ所)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所 120人/月分(8カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム 315床(18カ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200人/月分(5カ所)</td> </tr> <tr> <td>施設内保育施設 12カ所</td> </tr> </table> <p>② 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対する支援を行う。 ③ 介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対する支援を行う。 ④ 介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対する支援を行う。</p>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム 145床(5カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所 195人/月分(13カ所)	看護小規模多機能型居宅介護事業所 120人/月分(8カ所)	認知症高齢者グループホーム 315床(18カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200人/月分(5カ所)	施設内保育施設 12カ所
整備予定施設等									
地域密着型特別養護老人ホーム 145床(5カ所)									
小規模多機能型居宅介護事業所 195人/月分(13カ所)									
看護小規模多機能型居宅介護事業所 120人/月分(8カ所)									
認知症高齢者グループホーム 315床(18カ所)									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200人/月分(5カ所)									
施設内保育施設 12カ所									
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 145床(5カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 195人/月分(13カ所) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 120人/月分(8カ所) ・認知症高齢者グループホーム 315床(18カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200人/月分(5カ所) ・施設内保育施設 12カ所 								

<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p><平成27年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備補助 平成27年度完成はなし ・開設準備経費補助 10事業所 <p><平成28年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備補助 <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型特別養護老人ホーム 87床（3カ所） 小規模多機能型居宅介護事業所 29床（1カ所） 認知症高齢者グループホーム 45床（3カ所） ・開設準備経費補助 15事業所 <p><平成29年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備補助 <ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護事業所 44床（2カ所） 認知症高齢者グループホーム 36床（2カ所） 看護小規模多機能居宅介護事業所 1カ所 ・開設準備経費補助 8事業所
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>2030年度までに施設（広域施設・民間高齢者施設を含む）21,200床を確保（要介護認定者数の26%程度） → 平成29年度末 20,450床（要介護認定者数の30%）</p> <p>(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することは、非常に重要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 第6次介護保険事業支援計画に基づき、圏域ごとに必要なサービスについて協議を行い、効率的な施設整備を行うことができた。</p>
<p>その他</p>	

(事業区分 5 : 介護従事者の確保に関する事業)

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39】 施設内保育施設運営支援事業	【総事業費】 140,000 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	法人	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： 平成 29 年度末における介護職員需給差 (2,292 人) の縮小	
事業の内容 (当初計画)	施設内保育施設の運営支援	
アウトプット指標 (当初の目標値)	施設内保育施設 12 施設	
アウトプット指標 (達成値)	実績無し	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 事業費未執行のため実績がなく、観察できなかった <参考> 平成 29 年度末介護職員需給差 2,292 人→174 人 (平成 29 年度介護人材需給推計)	
	<p>(1) 事業の有効性 介護従事者を確保するうえで、一般保育所と運営時間・曜日等が異なる施設内保育施設は重要である。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業所に保育所が設置されていることにより、介護職員の離職を防止し、定着を図ることができる。 また、現在離職している潜在介護人材の再就職を図ることができる。</p>	
その他		